

2 人事行政の運営等の状況



(職員研修の様子)

人事行政の運営等の状況

富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例第3条及び第5条各号の項目について、本消防年報に掲載する。

なお、条例第2条及び第4条の規定により、本消防年報に関しては、令和2年度の人事行政の運営等の状況について掲載する。

任免及び職員数に関する状況

職員採用者数

区分	令和2年4月1日
	採用者数
消防吏員（人）	12【4】

※【】は内数で再任用職員を示す

職員数

区分	令和2年度	令和元年度
消防職員（人）	257【7】	252【4】
うち女性職員（人）	5	5

※【】は内数で再任用職員を示す

再任用の状況

区分		令和2年度 令和2年4月1日	令和元年度 平成31年4月1日
消防吏員	採用者数（人）	4	4
	任期更新者数（人）	3	0

人事評価の状況

人事評価制度は、地方公務員法第23条の規定に基づき、人事管理の基礎とするほか、職員の能力向上を図り、意識改革を進めるとともに、組織目標の達成と職場内のコミュニケーションを活性化させることを目的として実施しています。

給与の状況

人件費の状況

(令和元年度決算)

住民基本台帳人口 ⁵ (人) (令和2年1月1日現在)	歳出総額 A (千円)	人件費 B (千円)	人件費率 B/A (%)
204,009	3,211,912	2,139,137	66.6

職員給与費の状況

(令和元年度決算)

職員数 ⁶ A (人)	給与費 ⁸ (千円)				一人当たり 給与費 B/A (千円)
	給料	職員手当 ⁷	期末・勤勉手当	計 B	
248	925,204	367,191	390,411	1,682,806	6,786

職員の初任給の状況

(令和2年4月1日現在)

区分	初任給の額
大学卒	194,900 円
短大卒	176,900 円
高校卒	160,100 円

⁵ 住民基本台帳人口は、三島市、裾野市及び長泉町の合計である。

⁶ 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。

⁷ 職員手当には退職手当を含まない。

⁸ 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和2年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額 ⁹	平均給与月額 ¹⁰
37.3歳	305,993円	398,012円

行政職の級別職員数及び給料表の状況

(令和2年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	階級	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	消防士の職務	消防士	19	7.4
2級	1 消防副士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防士の職務	消防士 消防副士長	67	26.0
3級	1 消防士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防副士長の職務	消防副士長 消防士長	52	20.1
4級	1 消防司令補の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防士長の職務	消防士長 消防司令補	40	15.5
5級	係長、副分遣所長又は主任の職務	消防司令補	30	11.6
6級	統括主幹、課長補佐、室長、当直司令、分遣所長又は主幹の職務	消防司令	36	14.3
7級	1 課長又は消防署長の職務 2 課長、副参事又は消防副署長の職務	消防司令長 消防監	11	4.3
8級	1 消防長の職務 2 消防次長又は参事の職務	消防監 消防正監	2	0.8

⁹ 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均である。

¹⁰ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

期末手当・勤勉手当

富士山南東消防組合	国
一人当たり平均支給額(令和元年度) 1,566千円	—
令和元年度支給割合 ()は再任用職員 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.8月分 (1.30)月分 (0.90)月分	令和元年度支給割合 ()は再任用職員 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.8月分 (1.30)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%

退職手当

(令和2年4月1日現在)

富士山南東消防組合	国
(支給率) 自己都合 ¹¹ 応募認定・定年 ¹¹ 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) (退職時特別昇給 制度なし) 一人当たり平均支給額 ¹² 23,412千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)

地域手当

(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)	58,874千円
支給職員一人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	237,396円
支給率	6%
支給対象職員数	248人

¹¹ 支給率は、静岡県市町総合事務組合の規定に基づくものである。

¹² 一人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

特殊勤務手当

(令和2年4月1日現在)

支給実績（令和元年度決算）	22,272 千円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	111,917 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度決算）	80.2%
手当の種類（手当数）	3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価
深夜勤務手当	消防吏員	交替制勤務を行う者のうち、深夜(午後10時から翌日午前5時までをいう。)に消防業務に従事したもの	11,927 千円	1 勤務につき 500 円
救急出動手当		救急業務に従事した者	6,832 千円	1 件につき 250 円
救急救命士手当		救急救命士法による救急救命士免許を有し、救急業務に従事した者	3,513 千円	1 件につき 250 円

勤務時間その他の勤務条件の状況

区分	毎日勤務者	交代制勤務者
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで	4週間を平均して1週間につき38時間45分とし、午前8時30分から翌日午前8時30分までの間において、所属長が定める。
休憩時間	正午から午後1時まで	勤務時間の途中において1時間ずつ2回とする。また、午後8時から翌日午前7時30分までの間において6時間30分の睡眠時間を与えるものとし、その割振りは、所属長が定める。
週休日	日曜日及び土曜日	4週当たり8日とし、その割振りは所属長が定める。

情報公開請求の状況

(令和2年度)

公開請求件数		3	件
	義務的開示	3	件
	任意的開示	0	件
請求に対する処理状況件数		3	件
	全部開示	0	件
	一部開示	3	件
	請求拒否	0	件
	請求取下げ	0	件
	その他	0	件

